

一宮市上下水道事業経営戦略

<令和5年度～令和14年度>

令和6年度取組状況報告書

令和8年3月

一宮市上下水道部

目 次

| | |
|------------------------|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 1-1 背景と目的 | 1 |
| <水道事業> | |
| 第2章 水道事業の進捗管理 | 2 |
| 2-1 基本方針・基本方針に基づく施策と取組 | 2 |
| 2-2 収支状況 | 12 |
| 2-3 将来の収支に影響する事項 | 14 |
| <下水道事業> | |
| 第3章 下水道事業の進捗管理 | 15 |
| 3-1 基本方針・基本方針に基づく施策と取組 | 15 |
| 3-2 収支状況 | 25 |
| 3-3 将来の収支に影響する事項 | 29 |
| 用語解説 | 30 |

第1章 はじめに

1-1 背景と目的

一宮市の水道事業は、基本理念「命の水を未来へ引き継ぐ一宮の水道」に基づき、良質な自己水源を活かした、低廉で安全な水の安定供給に取り組んでいます。また、下水道事業では、「街を清潔にする」「街を浸水から守る」「水環境を守る」という役割を永続的に達成し、基本理念「いつまでも守り続ける循環のみち一宮の下水道」に基づき事業に取り組んでいます。

しかし、人口減少や節水機器の普及に伴う水需要の低下による収入減、老朽化した施設の更新・維持管理費用の増大、さらには発生が危惧されている大規模地震や頻発化する自然災害への対応など、取り巻く環境が厳しさを増しています。そこで、水道・下水道事業の役割や目標を健全かつ安定的に達成するための経営指針として「一宮市上下水道事業経営戦略」を策定しました。令和6年度の決算状況及び事業の進捗状況について点検を行いましたので、以下に報告します。

第2章 水道事業の進捗管理

2-1 基本方針・基本方針に基づく施策と取組

水道事業の基本理念を実現するために、事業進行の基本方針とそれに基づく取組、目標値（管理指標）、さらにスケジュールを定めています。

令和6年度の実績状況及び目標値に対する達成状況を以下に示します。

基本方針1 水道サービスの「持続」 ～いつまでもお客様の近くにあり続ける水道～

給水量の減少が見込まれる未来においても「命の水」を引き継ぐため、施設・経営の両面から健全かつ安定的な事業運営を行い、水道に関する技術・知識を有する人材によって、いつまでも安全な水道水を供給します。

(1) 健全な水道事業の運営

① アセットマネジメントによる資産管理と事業の効率化

アセットマネジメントを活用し、資産の長期的な管理を行い、維持・更新費用の平準化を図ります。

【取組状況】

計画期間中の維持・更新費用についてはアセットマネジメントにより平準化を図り、令和6年度の維持・更新についても予定どおり実施することができました。

② 取水源及び管網の見直し

経年劣化等により費用対効果の低い取水源の休止や廃止を行い、令和7年度末までに認可の地下水取水量 41,100 m³/日を達成します。また、施設更新の際には水需要に応じて適切な施設能力及び管路口径への見直しを進め、費用の削減を図っていきます。

【取組状況】

管理指標:地下水取水量 (m³/日)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目標 | 46,360 | 43,800 | 41,100 | 41,100 | 41,100 | 41,100 | 41,100 | 41,100 | 41,100 | 41,100 |
| 実績 | 46,209 | 44,168 | | | | | | | | |

地下水の使用状況を考慮し、地下水取水量の抑制を進めていく予定でしたが、令和6年10月に伏流水取水施設の極楽寺水源所3号取水井を経年劣化により停止し、伏流水取水量の減少分を県水で補いましたが、県水で補う事の出来ない配水エリアについては地下水取水

量を増やして対応することになり、目標を達成できませんでした。

伏流水取水施設の極楽寺水源所の停止のほか、今後予定している地下水源である奥町東部水源地の停止による地下水抑制について、木曽川配水場から奥町エリアへの配水管接続点の複数化によるリスク軽減を実施するため、奥町東部水源地停止を令和9年度に延期したことで、目標の認可水量達成に遅れが生じます。令和8年度から極楽寺水源所3号取水井の改修を行い、改修が終わる令和9年度に認可水量達成となる予定です。

③ 民間委託等の手法による経費削減

PPP/PFI、民間委託等の手法を活用し、経費節減が見込まれる事業・事務については、今後も適正な事業運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意しつつ、積極的に取り組みます。

【取組状況】

国等が主催する検討会等への出席を通じて、PPP/PFI手法の研究を進めました。営業関連業務については、平成28年度から5年ごとに、公募型プロポーザルの手法を用いて包括的な民間委託を行っています。引き続き、民間委託等の実施検討を進め、経費削減を図ります。

④ 将来の人口減少に即した料金改定

人口減少や節水機器の普及により、給水収益の減少が見込まれる中、今後も健全な事業継続のために、料金回収率100%以上かつ資金の不足を生じさせないことを目指します。

これに伴い水道料金は令和6年度に平均15%、令和11年度に平均7%の改定が必要となります。

【取組状況】

管理指標：料金回収率（%）

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|------|-------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 93.6 | 99.5 | 100以上 | | | | | | | |
| 実績 | 92.8 | 98.8 | | | | | | | | |

管理指標：資金不足比率（%）

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|-----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 0以下 | | | | | | | | | |
| 実績 | - | - | | | | | | | | |

管理指標:料金改定率(%)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | - | 15 | - | - | - | - | 7 | - | - | - |
| 実績 | - | 15 | | | | | | | | |

令和6年10月に水道料金の改定を実施しましたが、給水人口、使用水量が予定を下回ったことで、計画より給水収益が減少し、物価の高騰により経費が増加したことで、料金回収率が目標を下回ることになりました。

⑤ 広域化・共同化による事業の効率化

経営基盤の強化を目的とし、スケールメリットを活かした効率的な事業運営を進めています。愛知県や近隣の水道事業者との広域化・共同化について検討を進めており、この検討会議に参画し、具体的な事務作業やコストの軽減を図っていきます。

【取組状況】

令和5年10月から、指定給水装置工事事業者の登録等事務の共同化を実施しています。

(2) お客様サービスの向上

① 広報活動の充実

水道事業についてより多くの理解を得るため、上下水道部広報誌「水d e報」や一宮市公式ウェブサイト等を通じて、水道事業に関する情報を積極的に発信していきます。

【取組状況】

上下水道部広報誌「水d e報」を年3回発行し、令和6年10月実施の水道料金改定に関する情報等を発信しました。令和6年度からは「いちのみや出前一聴」に上下水道事業に関する新たな講座を開設し、受講希望者に対して講義を実施しました。

② 施設見学会の実施

佐千原浄水場の施設見学会を実施するなど、水源や水道の仕組みなどを学ぶ機会の提供に努めます。

【取組状況】

佐千原浄水場ポンプ棟関連工事の完了に伴い佐千原浄水場の施設見学を再開しました。また、水道・下水道事業をより理解してもらえるように、「市民を対象とした上下水道施設見学バスツアー」を令和5年から実施しています。今後も引き続き施設見学会を実施していきます。

(3) 組織力の強化・向上

① 人材育成、技術継承の推進

水道サービスを安定的に持続するためには、蓄積された知識・技術の継承や人材の育成が必要です。人材育成を通じて組織力を強化・向上させるため、熟練職員や再任用職員からの技術継承や各種研修会等への積極的な参加を進めていきます。

【取組状況】

管理指標：職員1人あたりの有収水量 (m³/人)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 目標 | 493,000 | 489,000 | 486,000 | 483,000 | 482,000 | 478,000 | 482,000 | 479,000 | 478,000 | 475,000 |
| 実績 | 564,353 | 570,184 | | | | | | | | |

管理指標：外部研修時間 (時間/年)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|-------|-----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 5.1以上 | | | | | | | | | |
| 実績 | 2.4 | 3.9 | | | | | | | | |

管理指標：内部研修時間 (時間/年)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|-------|-----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 5.0以上 | | | | | | | | | |
| 実績 | 3.0 | 2.8 | | | | | | | | |

管理指標：技術職員率 (%)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|--------|------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 57.0以上 | | | | | | | | | |
| 実績 | 63.3 | 63.9 | | | | | | | | |

研修参加費の増額や通常業務量の増加による参加回数の減、人員配置に伴う受講対象者が減少したこと等により目標達成できませんでした。

(4) 環境への配慮

① 水道施設の省エネルギー化

持続可能な社会の実現に向け、施設数のスリム化を図りながら、設備更新の際にはダウンサイジングを検討し、高効率機器を導入するなど環境に配慮した施設整備や、使用電力量を抑えるなどの効率的な施設運用を推進します。

【取組状況】

管理指標：配水量1m³あたりの電力消費量 (kWh/m³)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|--------|------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 0.31以下 | | | | | | | | | |
| 実績 | 0.30 | 0.29 | | | | | | | | |

管理指標：配水量1m³あたりのCO₂排出量 (g・CO₂/m³)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|-------|-----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 135以下 | | | | | | | | | |
| 実績 | 132 | 126 | | | | | | | | |

大和南部水源地の停止により、施設のスリム化を図り、効率的な施設運用を行った結果、電力消費量及びCO₂排出量ともに目標値を達成しました。

② 建設副産物のリサイクル

水道工事に伴って発生する土砂、アスファルト、コンクリートなどの建設副産物のリサイクルに継続して取り組みます。

【取組状況】

管理指標:建設副産物のリサイクル率(%)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 55以上 | | | | | | | | | |
| 実績 | 50.8 | 54.3 | | | | | | | | |

占用条件などの理由により、発生した土を現場内で利用することが進まず、目標値を達成できませんでした。

基本方針2 「安全」な水道 ~いつ飲んでも安全な信頼される水道~

水源から給水栓までの水質管理を徹底し、水道施設を適切に管理することによって、いつでもどこでもおいしく飲める水をお届けします。

(1) 水質管理

① 水安全計画の推進

水道を取り巻く環境には、水質汚染事故や水道施設の老朽化など様々なリスクが存在します。それらのリスクを管理するため、定期的にはリスクを再評価し、良質で安全な水道水を供給できる水道システムを維持していきます。

【取組状況】

管理指標:原水水質監視度(項目)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 66以上 | | | | | | | | | |
| 実績 | 67 | 67 | | | | | | | | |

管理指標:給水栓水質検査(毎日)箇所密度(箇所/100km²)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|-------|-----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 5.3以上 | | | | | | | | | |
| 実績 | 5.3 | 5.3 | | | | | | | | |

令和5年3月に改定した水安全計画に基づき、令和6年度においても必要な水質監視を行いました。また、令和3年度から水道原水におけるPFAS(有機フッ素化合物)であるPFOA、PFOSの水質監視を追加し、継続しています。

② 水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）の認定継続

水道水が水質基準に適合しているかどうか安全性を確認する水質検査には、正確性と高い精度及び信頼性が求められます。水道G L P認定を取得することで、管理された体制の下で適正に水質検査が実施され、その検査結果の信頼性や精度管理が十分に確立されていることが証明されます。一宮市上下水道部は令和3年度に水道G L P認定を取得しました。今後も水道水の安全性を確保するため、水道G L P認定を継続して、高い水質検査水準を維持していきます。

【取組状況】

令和6年度は、令和3年度に取得した水道G L P認定の認定継続のため、令和7年度実施予定の認定更新審査に向けて、検査技能向上を目的とした教育訓練等を実施しました。

③ 他自治体との相互協力体制の推進

令和3年度から、水質検査室を有する春日井市と共に技術向上を目的とした勉強会を定期的に実施し、相互協力体制を構築しました。また、令和5年度には、春日井市とは別に岐阜市との協定を新たに結びました。引き続き、他自治体との相互協力体制を推進し、より充実した水質管理体制を構築します。

【取組状況】

令和6年度は、春日井市及び岐阜市と協定に基づいた行動訓練や勉強会等を実施し、技能の向上を図りました。引き続き、水質検査体制維持のための連携を継続していきます。

(2) 施設管理

① 水道台帳の拡充

本市の管路は令和6年度末に約2,446 kmの延長となっており、日常の維持管理業務の中で、水道施設の最新情報を迅速かつ効率的に取得するために電子台帳（上下水道G I S）を活用しています。今後は、維持管理情報を蓄積し、水道施設の適正な維持管理を行っていきます。

【取組状況】

令和6年度は、令和5年度に完了した工事等の情報を電子台帳化しました。

② 水道施設の適切な維持管理と計画的な更新

水道施設の法定耐用年数超過率は年々上昇傾向にあります。すべての施設を法定耐用年数に従って更新するには膨大な経費が必要となり難いため、水道施設の稼働状況や点検結果、長年蓄積した維持管理情報、さらにはA I 学習したシステムによる劣化診断結果を活用

して、適切な維持管理による水道施設の長寿命化と計画的な更新を進めていきます。これにより、将来にわたって水道水を安定的に供給することを目指します。

【取組状況】

管理指標:管路の事故割合 (件/100km)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|-------|-----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 3.1以下 | | | | | | | | | |
| 実績 | 1.9 | 2.3 | | | | | | | | |

管理指標:法定耐用年数超過管路率 (%)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 目標 | 32.9 | 33.9 | 35.0 | 35.8 | 36.8 | 37.7 | 38.3 | 39.1 | 40.1 | 41.1 |
| 実績 | 34.7 | 35.9 | | | | | | | | |

管理指標:法定耐用年数超過浄水施設率 (%)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 目標 | 39.4 | 43.5 | 48.5 | 48.5 | 59.3 | 59.3 | 61.6 | 66.1 | 78.4 | 78.4 |
| 実績 | 39.4 | 43.5 | | | | | | | | |

管理指標:法定耐用年数超過設備率 (%)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 目標 | 33.4 | 31.8 | 32.1 | 34.1 | 36.3 | 34.9 | 34.1 | 36.2 | 34.9 | 36.0 |
| 実績 | 35.5 | 33.1 | | | | | | | | |

法定耐用年数超過管路率は今後増加する見込みです。しかし、A Iによる劣化診断結果の活用と、直営職員による点検・漏水調査を実施し、予防保全に努めることで事故件数を抑えていきます。

浄水施設、設備については、令和6年度までに佐千原浄水場や木曾川配水場の大幅な改修を行ったほか、老朽化した施設の更新・改修を実施しました。今後は奥町東部水源地停止の延期など地下水抑制計画の変更に伴い目標値の達成時期が遅れていく予定です。法定耐用年数を超過した施設の増加が続いていますが、修繕による延命や、施設更新を計画的に行い断水などの事故が発生しないよう努めていきます。

基本方針3 「強靱」な水道 ～災害に強く、たくましい 水道～

施設の耐震化や災害対策を充実させることで、自然災害等による被害を最小限に抑え、施設が被災した場合でも迅速に復旧できる、たくましい水道を目指します。

(1) 災害に強い水道の整備

① 水道施設の耐震化推進

大規模災害に対応するため管路、施設の耐震化を進めていきます。

千秋、尾西、木曾川の3箇所の配水場において、順次場内配管工事に着手し耐震化を進めていきます。

【取組状況】

管理指標:浄水施設の耐震化率(%)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 目標 | 53.0 | 54.3 | 52.3 | 55.2 | 55.2 | 55.2 | 55.2 | 56.0 | 56.0 | 56.0 |
| 実績 | 53.0 | 54.3 | | | | | | | | |

耐震化されていない施設について令和5年度に大和南部水源地、令和6年度に開明水源地の運転を停止しました。耐震化されていない浄水施設の数が増え、目標の耐震化率となりました。

今後は耐震化されていない奥町東部水源地の停止を令和7年度から令和9年度へ延期したことにより目標の達成が遅れていく予定です。

重要な路線である基幹管路について、適切な耐震性能を有する管種や継手への転換を行い、耐震化を進めていきます。

また、災害時の重要施設(災害拠点病院、指定避難所等)に繋がる管路の耐震化を推進していきます。

【取組状況】

管理指標:基幹管路の耐震化率(%)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 目標 | 32.6 | 32.9 | 34.0 | 34.1 | 35.7 | 36.3 | 37.7 | 37.7 | 39.4 | 40.7 |
| 実績 | 32.2 | 32.8 | | | | | | | | |

令和6年度には、木曾川地区の基幹管路耐震化工事を2工区施工しました。そのうち、鉄道会社との協議が必要となる1工区を、令和5・6年度継続工事として施工しました。

また、河川横断協議が必要となる1工区を、令和5～7年度継続工事として施工しています。この継続工事の実績は完了年度に計上するため、令和6年度の実績としては目標から0.1ポイント減少しました。令和7年度の継続工事完了をもって令和7年度の目標を達成す

る見込みです。

(2) 災害対策の充実

① 応急給水栓の整備

災害発生後、被災した水道管の復旧など給水体制が整うまでの間、必要に応じて応急給水栓による給水活動を実施します。浄水場や配水場からの耐震配水管ルートに面した指定避難所の小中学校に、応急給水栓を設置します。

【取組状況】

管理指標：応急給水栓設置済箇所

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|-----|----|----|-------------------------------|----|----|-----|-----|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 目標 | 14 | 15 | 15 | 17 | 18 | 18 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 新目標 | | | 24 <small>(整備計画変更)</small> | 34 | 43 | 52 | 61 | 61 <small>(完了)</small> | 61 <small>(完了)</small> | 61 <small>(完了)</small> |
| 実績 | 14 | 15 | | | | | | | | |

令和6年度は、1箇所応急給水栓を設置しました。令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、指定避難所までのルートが被害を受けても優先的に復旧されることを考慮し、宅地内給水管の被災による長期断水時にも多くの市民が避難所で給水できるよう、令和11年度末までに全ての指定避難所の小中学校に応急給水栓を設置するように令和7年度以降の整備計画を変更します。

② 危機管理体制の充実

災害調整室、総務班、広報班、緊急調査班、管路保全班、上水施設復旧班、下水施設復旧班、応急給水班など、上下水道部各課では災害時における班編成を定めています。

また、地震などで上下水道施設に被害が生じた場合に備え、国や自治体、関連団体との相互支援を行うための協定を締結しています。具体的には、隣接都市と給水援助に関する「災害時等緊急連絡管の使用に関する協定」や、関連団体と復旧資材に関する「災害時における応急復旧に要する資材の供給に関する協定」など多数の支援協定を締結しています。

各班や全班一斉の訓練を実施し、相互支援体制の推進により、災害時に迅速に対応できる危機管理体制を整備します。

【取組状況】

一宮市指定水道工事店協同組合と支援協定を締結している、上下水道施設の被害調査・復旧に関する「災害時における緊急調査及び応急対策の協力に関する協定」に基づき、工事店と合同で緊急調査訓練を実施しました。今後、継続的に訓練を実施し、連携強化につなげていきます。

③ 防災・減災の訓練

大規模地震などの発生時において、職員一人一人が与えられた役割を認識し、迅速かつ的確に行動できるようにするため、一宮市上下水道事業業務継続計画（上下水道BCP）に基づく行動を疑似体験する総合的な訓練を毎年実施します。各班にはそれぞれの役割を分担させ、より具体的な訓練を行います。

訓練実施後には、振り返りを行い、上下水道BCPの見直し及び新たに必要なマニュアルの作成に取り組みます。

【取組状況】

上下水道BCP訓練では、各拠点と本部との情報共有を迅速に行なうため、オンライン端末を活用する訓練に改め、また、岐阜市との連携事業「NOBI プロジェクト」として、岐阜市職員に参加していただきました。

上下水道BCP訓練に加え、職員の参集・安否確認訓練、応急給水訓練、県営水道の応急給水支援設備等の操作訓練及び緊急調査訓練を実施しました。

その中で、応急給水訓練では、能登半島地震において応援職員が医療機関への応急給水を行った経験を踏まえて、一宮市立市民病院と合同で訓練を実施し、県営水道の応急給水支援設備等の操作訓練及び緊急調査訓練では、緊急時に迅速かつ的確に活動できるよう、「災害時における緊急調査及び応急対策の協力に関する協定」を締結している一宮市指定水道工事店協同組合と合同で実施しました。

2-2 令和6年度の収支状況

1 水道事業・収益的収支

<令和6年度決算及び計画数値との比較>

(税抜)
(単位 千円)

| | R5年度決算 a | R6年度決算 b | 対前年度比較 b - a | R6年度計画 c | 計画との比較 b - c |
|-----------|-------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 営業収益 | 4,187,280 | 4,594,109 | 406,829 | 4,637,946 | △ 43,837 |
| うち給水収益 | 4,148,244 | 4,556,066 | 407,822 | 4,600,000 | △ 43,934 |
| 営業外収益 | 720,148 | 474,360 | △ 245,788 | 488,191 | △ 13,831 |
| 経常収益 | 4,907,428 | 5,068,469 | 161,041 | 5,126,137 | △ 57,668 |
| 営業費用 | 4,575,591 | 4,829,542 | 253,951 | 4,798,924 | 30,618 |
| うち職員給与費 | 594,396 | 615,899 | 21,503 | 611,907 | 3,992 |
| 営業外費用 | 333,087 | 301,460 | △ 31,627 | 274,097 | 27,363 |
| 経常費用 | 4,908,678 | 5,131,002 | 222,324 | 5,073,021 | 57,981 |
| 経常損益 | △ 1,250 | △ 62,533 | △ 61,283 | 53,116 | △ 115,649 |
| 特別利益 | 81,866 | 35,115 | △ 46,751 | 19 | 35,096 |
| 特別損失 | 2,570 | 2,844 | 274 | 1,495 | 1,349 |
| 純利益(△純損失) | 78,046 | △ 30,262 | △ 108,308 | 51,640 | △ 81,902 |

令和6年度の収益的収支の状況は、給水人口が計画の減少見込みよりさらに減少しているため、有収水量が減少し、営業収益としては約4千万円計画を下回りました。さらに経理方法の変更から雑収益として計上する科目がなくなったことにより、営業外収益として約1千万円計画を下回りました。これらの営業収益、営業外収益と合わせた経常収益は約6千万円計画を下回りました。計画策定時の見込みより物価高騰による動力費などの営業費用が計画を約3千万円上回りました。計画の見込みより企業債の借入利率が上昇したことで支払利息が増加し、営業外費用は計画を約3千万円上回りました。これらの営業費用、営業外費用と合わせた経常費用は約6千万円計画を上回っています。以上の理由により、令和6年度は計画では純利益を見込んでいましたが、純損失を計上しました。

2 水道事業・資本的収支

<令和 6 年度決算及び計画数値との比較>

(税込)
(単位 千円)

| | R 5 年度決算 a | R 6 年度決算 b | 対前年度増減 b - a | R 6 年度計画 c | 計画との比較 b - c |
|----------|---------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 資本的収入 | 2,183,041 | 2,884,149 | 701,108 | 2,756,583 | 127,566 |
| うち企業債 | 1,628,000 | 2,321,800 | 693,800 | 2,399,000 | △ 77,200 |
| うち工事負担金 | 199,949 | 254,926 | 54,977 | 124,683 | 130,243 |
| 資本的支出 | 4,232,949 | 4,959,756 | 726,807 | 4,909,047 | 50,709 |
| うち職員給与費 | 263,906 | 272,585 | 8,679 | 242,677 | 29,908 |
| うち企業債償還金 | 1,835,935 | 1,831,257 | △ 4,678 | 1,864,925 | △ 33,668 |
| 資本的収支不足額 | △ 2,049,908 | △ 2,075,607 | △ 25,699 | △ 2,152,464 | 76,857 |

令和6年度の資本的収支の状況は、管路の耐震化工事など企業債の借入対象としている工事費が契約差金等により計画より減少しましたが、支障移設工事は予定より増加したことで資本的支出が計画を約5千万円上回りました。支出と同様の理由により、借入する企業債が減少し、支障移設に伴い受入する工事負担金が増加したため、資本的収入は収支計画を約1億3千万円上回りました。

2-3 将来に影響を及ぼす事項

経営戦略の策定後に起きた事象のうち、将来の収支状況や計画に影響を及ぼす事項を以下に示します。これらの影響と進捗状況を踏まえて、経営戦略の見直し及び改定に向けて準備を進めていきます。

1 県営水道の料金改定

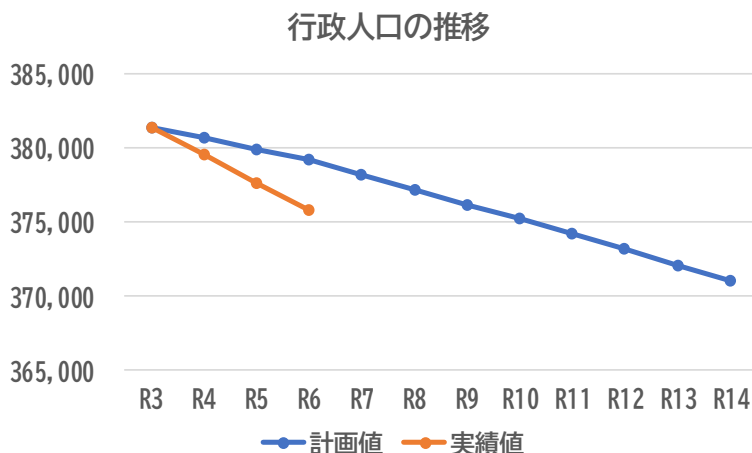
一宮市の水道事業は、地下水・伏流水のほか、愛知県営水道からの水道水（県水）を受水して水源としています。この県水の1立方メートルあたりの使用料金が、令和6年10月から2円上昇して28円、令和8年度からさらに4円上昇して32円に改定されることが愛知県議会で議決されました。一宮市では令和6年度に約1千6百万立方メートルの県水を受水しており、将来も同程度の水量を受水する予定であるため、受水費用の増加が見込まれます。それに伴い、次回の水道料金の改定において、受水費の増加分を水道料金算定の対象経費として含めることとなります。

2 企業債利率の上昇

建設改良費の財源として企業債を活用していますが、令和6年度までの借入利率は計画を大きく上回りました。このような計画を上回る借入利率となる場合は支払利息の増加が見込まれるため、次回の改定から増額分を水道料金算定の対象経費として含めることとなります。

3 給水人口の減少

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口減少予測から、人口減少を抑制する市総合計画に基づき給水人口、使用水量、水道料金収入の予測を行っていますが、令和6年度までの実際の人口は予測を下回っています。使用水量、水道料金収入も予測を下回っており、収支状況の悪化が見込まれます。



第3章 下水道事業の進捗管理

3-1 基本方針・基本方針に基づく施策と取組

下水道事業の基本理念を実現するために、事業進行の基本方針とそれに基づく取組、目標値（管理指標）、さらにスケジュールを定めています。

令和6年度の取組状況及び目標値に対する達成状況を以下に示します。

基本方針1 「環境を守る」下水道 ～まちも川もきれいにする下水道～

下水道の役割である公衆衛生の向上、川や海など水環境の保全に努めます。

(1) 下水道の未普及解消

① 下水道の未普及地区への整備

下水道事業の財政状況や国の動向を踏まえ、「一宮市污水適正処理構想」に基づき、引き続き下水道の未普及地区への整備を推進します。

【取組状況】

管理指標：処理区域面積（ha）

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標 | 4,310 | 4,343 | 4,381 | 4,422 | 4,439 | 4,451 | 4,455 | 4,459 | 4,463 | 4,467 |
| 実績 | 4,356 | 4,369 | | | | | | | | |

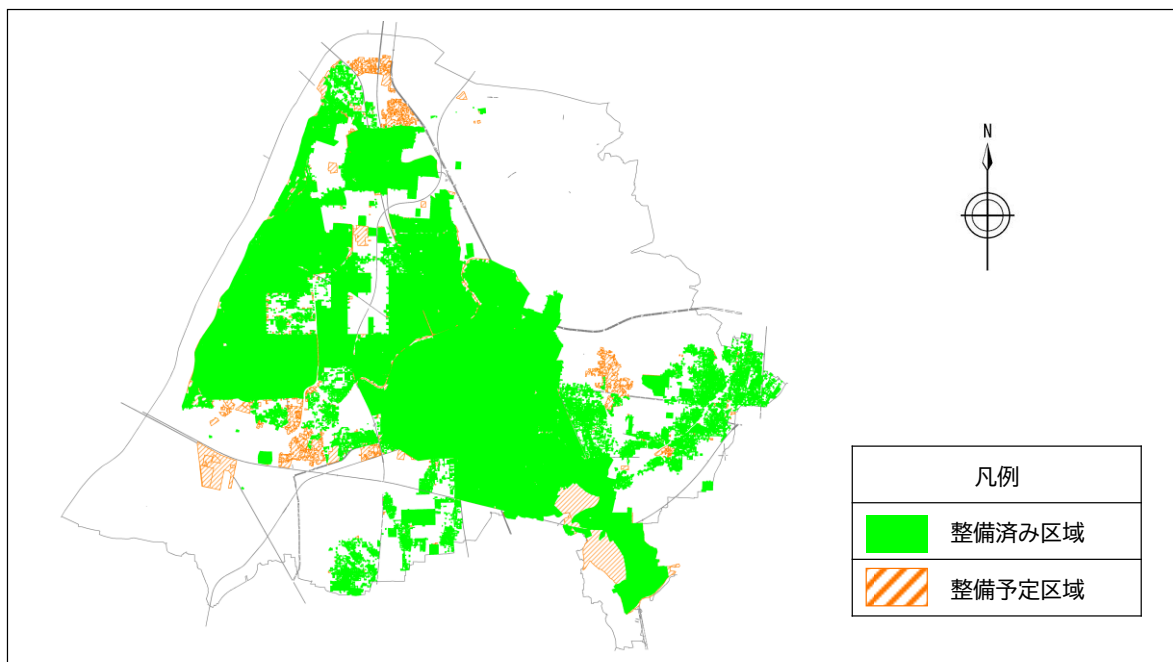
管理指標：下水道普及率（％）

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 目標 | 69.0 | 69.4 | 69.9 | 70.5 | 70.7 | 70.9 | 70.9 | 71.0 | 71.1 | 71.1 |
| 実績 | 69.8 | 70.1 | | | | | | | | |

管理指標：下水道整備率（％）

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 目標 | 89.7 | 90.4 | 91.2 | 92.0 | 92.4 | 92.6 | 92.7 | 92.8 | 92.9 | 93.0 |
| 実績 | 90.7 | 90.8 | | | | | | | | |

令和6年度は、木曽川町玉ノ井・萩原町花井方・南小淵地区の整備により13haが増加し、整備率は90.8%（計画整備面積4,811haに対して）となりました。



【一宮市污水適正処理構想に基づく下水道整備済の区域と整備予定の区域】

(2) 河川環境の保全

① 下水の高度処理

一宮市では、下水処理としては標準的な標準活性汚泥法で下水を処理していますが、愛知県の流域下水道の処理施設は窒素・リンを除去するのに優れた高度処理を採用しているため、流域統合により一宮市の下水を県の処理施設に流入させることで、放流先の河川から海に至る公共用水域の水環境の大幅な改善に繋がります。

【取組状況】

管理指標：流域への統合スケジュール

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | |
|----|----|----|----|-------------------------|----|-------------------------|-----|---------------------------------|----------|-----|--|
| 目標 | | ←→ | | 西部処理区・合流区域の接続に必要な施設整備工事 | | | | | | | |
| | | | | ←→ | | 西部処理区・合流区域の接続 | | | | | |
| | | | | | | 西部処理区・分流区域の接続に必要な施設設備工事 | | | | | |
| | | | | | | | | | ←→ R23予定 | | |
| | | | | | | | | 西部処理区・分流区域の段階的接続 ←→ | | | |
| | | | | | | | | 東部第1処理分区及び東部第3処理分区の接続のための施設整備工事 | | | |
| | | | | | | | | ←→ R19予定 | | | |
| 実績 | | ← | | 西部処理区・合流区域の接続に必要な施設整備工事 | | | | | | | |

西部処理区を日光川上流流域下水道に統合するため、関係団体と協議を進めるとともに、接続に必要な管路施設の工事に着手しました。

② 合流式下水道改善施設の維持更新

合流改善施設（沈でん設備）を活用し、降雨時の汚水混じりの雨水の処理を行うことで、河川へ放流される水質、環境への影響を軽減する必要があります。放流水質を悪化させないために合流改善施設の維持更新を行っていきます。

【取組状況】

管理指標：東部浄化センター 雨天時放流水BOD (mg/L)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|-----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 40以下 | | | | | | | | | |
| 実績 | 18 | 7.7 | | | | | | | | |

管理指標：西部浄化センター 雨天時放流水BOD (mg/L)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|-----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 40以下 | | | | | | | | | |
| 実績 | 20 | 8.1 | | | | | | | | |

合流改善施設の機能を十分発揮できるように適切に維持管理を行い目標水質を達成しました。

基本方針2 「生活を守る」下水道 ～災害に立ち向かう下水道～

豪雨や台風、地震などによる災害への対策を進め、安心・安全なまちづくりを推進します。

(1) 災害に強い下水道の整備

① 浸水対策

浸水被害の軽減のため、令和8年度までに第1排水区・南部排水区の整備を完了させ、その後は浸水リスクの高い箇所から優先的に整備を進めていきます。

【取組状況】

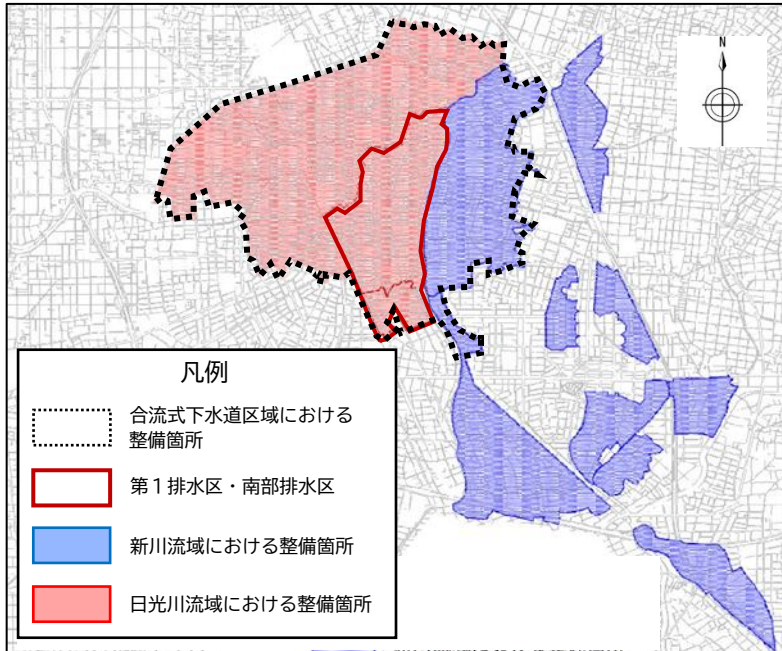
管理指標：雨水管渠の布設延長 (m)

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|----|-----|-------|--------|----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 目標 | 0 | 481 | 180 | 550 | 0 | 485 | 485 | 436 | 1,015 | 1,199 |
| 実績 | 0 | 0 | (380) | (790)※ | | | | | | |

※令和8年度までの予定布設延長 施工見直しにより目標値に対して布設延長が減少(1,211→1,170(m))

令和6年度に完成予定の雨水管布設工事は、想定外の地盤状況から工事費用が増加しました。そのため、工事の一部を減工し工事期間を令和7年12月まで延伸しました。

また、減工した部分は令和8年度までに工事を行う予定です。これにより、元の計画に基づく第1排水区・南部排水区の整備区域は全て令和8年度に完了する見込みです。



【一宮市総合治水計画 整備予定箇所図】

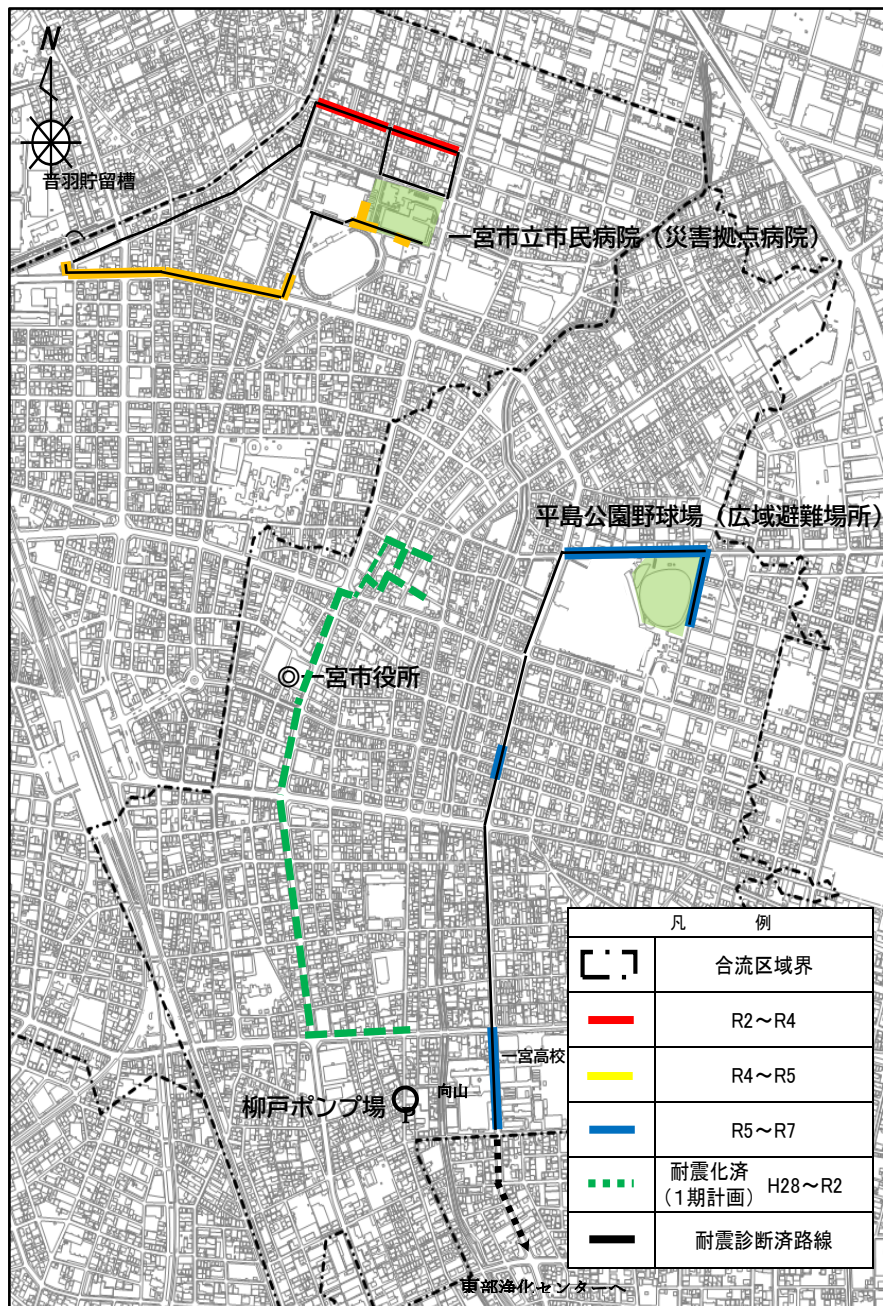
② 地震対策

地震時においても下水道機能が確保されるよう、下水道総合地震対策計画に基づき地震対策に取り組んでいきます。総合地震対策計画の第2期分の整備完了後は令和7年1月に策定した上下水道耐震化計画に基づき、重要施設（災害拠点病院や避難所等）と接続する管路の地震対策を進めていきます。また、老朽管対策も兼ねて耐震性のある管渠への更新にも取り組んでいきます。

【取組状況】

管理指標：下水道管の更新延長（m）

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標 | 1,520 | 1,008 | 2,104 | 1,030 | 4,550 | 1,230 | 1,630 | 1,430 | 1,125 | 1,125 |
| 実績 | 1,602 | 1,145 | | | | | | | | |



【第2期総合地震対策計画 整備箇所図】

令和6年度は、平島公園野球場が接続する下水道管の耐震化を行いました。また、更新の優先順位が高い老朽下水道管を更新しました。令和7年度以降も引き続き、合流式下水道区域の下水道管渠の耐震化を進めていきます。

(2) 災害対策の充実

① 危機管理体制の充実

水道事業における取組内容と同様に、迅速に対応できる危機管理体制を整備します。

【取組状況】

令和6年能登半島地震で被災した下水道管を復旧するため、災害支援協定を締結している富山県高岡市に職員を派遣しました。

② 防災・減災の訓練

水道事業における取組内容と同様に、上下水道 BCP 訓練を継続して実施します。

【取組状況】

水道事業と同様に上下水道 BCP 訓練に加え、職員の参集・安否確認訓練等を実施しました。

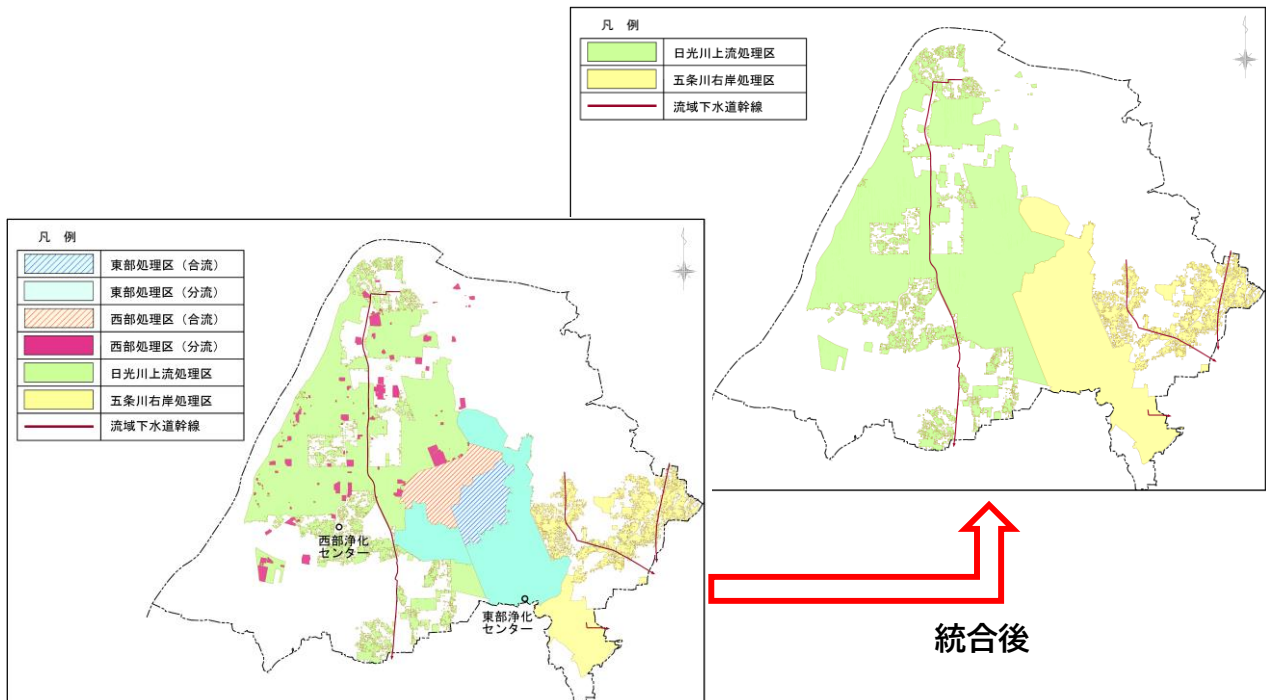
基本方針3 下水道を「いつまでも守る」 ～次世代まで続く下水道～

重要な都市基盤である下水道を次世代に引き継ぐため、適切な維持管理と健全な経営を行っていきます。

(1) 将来の人口減に即した健全経営

① 広域化・共同化への取組

単独公共下水道（西部処理区及び東部処理区（うち大和地区））の日光川上流流域下水道への統合を進め、下水道事業の安定化を図るため、一般区域公共下水道と特定区域公共下水道の2つの報告セグメントの統合を目指します。続いて、単独公共下水道（大和地区を除く東部処理区）の五条川右岸流域下水道への編入を進め、処理コストの削減に努めます。



愛知県が「愛知県汚水処理事業広域化・共同化計画」の策定や広域化・共同化の取組を進めており、その取組に参画し、事務作業やコストの軽減を図るため、県内参画団体との事務の共同化や、管渠の点検・調査業務の共同発注について検討を進めます。

【取組状況】

西部処理区の日光川上流流域下水道への統合に関しては、予定通り令和6年度から接続管の工事に着手しました。また、大和地区を除く東部処理区五条川右岸流域下水道への統合については、統合に必要な施設整備を進めるため、流域下水道の事業計画を変更しました。令和5年10月からは、下水道排水設備指定工事店の登録等事務の共同化を実施しています。加えて、令和6年度から一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町及び扶桑町（7市町）において、下水道の点検・調査業務を共同で発注し、技術力の向上・継承、技術的な情報やノウハウの共有及び維持管理コストの削減を図っています。

② 民間委託等の手法による経費削減

流域下水道への統合以外にも処理コストを削減するため、PPP/PFIや民間活用を積極的に検討します。

【取組状況】

令和6年度からPPP/PFI手法の導入検討を開始しました。また並行して、国等が主催する検討会等への出席を通じて、PPP/PFI手法の研究を進めています。

水道事業と同様に、営業関連業務については、平成28年度から5年ごとに、公募型プロポー

ザルの手法を用いて包括的な民間委託を行っています。引き続き、民間委託等の実施検討を進め、経費削減を図ります。

③ 下水道への接続促進

下水道への接続者数を増加させるために、水洗化率の低い地域の世帯や、供用開始後2年未満の下水道に接続していない世帯等に重点的に戸別訪問を行い、下水道への接続を依頼しています。また、下水道への関心を高めるために、横断幕、広報誌、広報用ディスプレイでの放映、デザインマンホールの作製などの啓発活動を行います。

【取組状況】

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 目標 | 77.0 | 77.4 | 77.7 | 78.0 | 78.7 | 79.4 | 80.2 | 81.0 | 81.7 | 82.4 |
| 実績 | 76.1 | 76.6 | | | | | | | | |

水洗化率とは、下水道を利用できる区域に住んでいる人（処理区域内人口）のうち、実際に下水道に接続している人（水洗便所設置済人口）の割合を示します。令和6年度の水洗化率は、下水道工事により新たに下水道を利用できる区域が広がりましたが、全体では処理区域内人口が減少し、また、水洗便所設置済人口が1,271人増加したことにより、水洗化率は76.6%と、令和5年度に比べ0.5ポイントの増加となりました。令和6年度の目標値（77.4%）を達成できなかった主な理由としては、下水道の整備区域は増加しているものの、近年の物価高騰を受け経済的負担が大きく、下水道への接続工事費用も高額なため下水道への接続を出来ない方が多かったことが挙げられます。水洗化率向上を図るために、令和6年度は下水道未接続世帯を対象に2,059件の戸別訪問、11校での出張授業（小学校4年生対象）、及び599通のダイレクトメールを送付し、啓発活動を行いました。

今後も水洗化率の向上を目指し、戸別訪問の強化や出張授業等を行い、効果的な方法を模索しながら啓発活動を行っていきます。

加えて、市内の小学生を対象に下水道マンホール蓋のデザインを募集し、下水道への関心・理解促進を図りました。

④ 下水道使用料の改定

汚水処理に要する経費を下水道使用料で回収ができていない状態であり、受益者負担の観点から経費回収率の向上を実現するためには、令和6年度に平均25%、令和8年度に平均20%の改定といった大幅な使用料改定が必要です。使用料改定の際は、市議会議員や学識経験者を委員とする水道料金等審議会で審議を行い、その審議結果に基づいて使用料改定案を市議会に上程（議題として取り扱う）します。

【取組状況】

管理指標：経費回収率（%）

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 目標 | 65.9 | 71.4 | 82.4 | 87.8 | 98.8 | 98.8 | 98.7 | 98.7 | 98.7 | 98.7 |
| 実績 | 65.8 | 71.8 | | | | | | | | |

管理指標：使用料改定率（%）

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | — | 25 | — | 20 | — | — | — | — | — | — |
| 実績 | — | 25 | | | | | | | | |

令和6年度の経費回収率は、ほぼ目標どおりとなりました。

下水道使用料の改定については、水道料金等審議会の答申と、一宮市議会令和5年12月定例会での議決を経て、令和6年10月より目標どおり25%の改定を行いました。

改定後の収支状況や情勢を踏まえて、次の改定に向けて検討を進めていきます。

⑤ 企業債残高の抑制

今後、過剰な投資集中によって世代間の負担差が生じないように、建設改良に係る事業費の平準化を図り、国の交付金を有効に活用して企業債残高の抑制に努めます。

【取組状況】

管理指標：企業債残高（億円）

| | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | 713 | 702 | 689 | 673 | 651 | 632 | 630 | 627 | 605 | 583 |
| 実績 | 705 | 685 | | | | | | | | |

令和6年度に予定していた耐震化事業と浸水対策予定事業が令和7年度に繰越したことから、借入する企業債が減少し、企業債残高が減少しました。

(2) 施設管理

① 下水道台帳の拡充

日常の維持管理業務において、下水道施設の最新情報を迅速かつ効率的に取得するため、電子台帳（上下水道GIS）を活用しています。水道事業と同様に、維持管理情報を蓄積し、下水道施設の適正な維持管理に役立てていきます。

【取組状況】

令和6年度は、令和5年度に完了した工事等の情報を電子台帳化しました。

② 下水道施設の適切な維持管理と計画的な更新

管路施設、処理場・ポンプ場施設ともにストックマネジメント実施方針に基づきリスク評価を行い、維持管理情報や県流域下水道への統合予定に基づいて優先順位を付け、効率的かつ効果的に老朽化対策を実施します。

特に管路施設については、合流式下水道区域の老朽化対策を推進するとともに、管渠の不具合を早期に発見するためにも分流式下水道区域の点検業務を推進します。

【取組状況】

ストックマネジメント実施方針に基づき、管路施設の点検・調査業務とその結果に基づく管渠の老朽化対策を実施しました。併せて、柳戸ポンプ場の老朽化対策を実施しました。

3-2 令和6年度の収支状況

1 下水道事業（一般区域）・収益的収支

<令和6年度決算及び計画数値との比較>

(税抜)
(単位 千円)

| | R5年度決算 a | R6年度決算 b | 対前年度比較 b - a | R6年度計画 c | 計画との比較 b - c |
|-----------|-------------|-------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 営業収益 | 3,214,695 | 3,419,404 | 204,709 | 3,380,784 | 38,620 |
| うち使用料収入 | 2,093,008 | 2,288,336 | 195,328 | 2,276,177 | 12,159 |
| うち一般会計負担金 | 1,114,795 | 1,124,830 | 10,035 | 1,099,157 | 25,673 |
| 営業外収益 | 3,919,505 | 3,854,650 | △ 64,855 | 3,807,358 | 47,292 |
| うち一般会計負担金 | 1,575,619 | 1,528,316 | △ 47,303 | 1,505,973 | 22,343 |
| うち一般会計補助金 | 1,470,295 | 1,449,177 | △ 21,118 | 1,435,752 | 13,425 |
| 経常収益 | 7,134,200 | 7,274,054 | 139,854 | 7,188,142 | 85,912 |
| 営業費用 | 5,963,983 | 6,113,283 | 149,300 | 6,044,214 | 69,069 |
| うち職員給与費 | 463,745 | 504,100 | 40,355 | 481,987 | 22,113 |
| うち修繕費 | 258,291 | 215,225 | △ 43,066 | 149,389 | 65,836 |
| うち流域管理費 | 743,689 | 903,651 | 159,962 | 826,451 | 77,200 |
| 営業外費用 | 1,013,033 | 960,990 | △ 52,043 | 922,922 | 38,068 |
| 経常費用 | 6,977,016 | 7,074,273 | 97,257 | 6,967,136 | 107,137 |
| 経常損益 | 157,184 | 199,781 | 42,597 | 221,006 | △ 21,225 |
| 特別利益 | 2,806 | 3,835 | 1,029 | 46 | 3,789 |
| 特別損失 | 91,530 | 27,087 | △ 64,443 | 579 | 26,508 |
| 純利益（△純損失） | 68,460 | 176,529 | 108,069 | 220,473 | △ 43,944 |

令和6年度の収益的収支の状況は、老朽化した東部浄化センターのベルトコンベア設備が故障したため、緊急で修繕を行うことになり修繕費が増加したこと、県流域下水道へ支払う管理費が単価の改定で増加したことなどにより、営業費用が計画を約7千万円上回りました。営業外費用については、計画の見込みより企業債の借入利率が上昇したことで支払利息が増加し、計画を約5千万円上回りました。負担対象となる修繕費や支払利息の増加により、営業収益の一般会計負担金、営業

外収益の一般会計負担金、一般会計補助金も増加しました。その結果、収益、費用ともに計画を上回りましたが、流域管理費については負担対象とならないこと、特別損失の増加などを理由に、令和6年度は純利益が計画を約4千万円下回ることになりました。

2 下水道事業（一般区域）・資本的収支

<令和6年度決算及び計画数値との比較>

(税込)
(単位 千円)

| | R 5年度決算 a | R 6年度決算 b | 対前年度比較 b - a | R 6年度計画 c | 計画との比較 b - c |
|------------|--------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 資本的収入 | 4,822,003 | 4,730,639 | △ 91,364 | 5,966,139 | △ 1,235,500 |
| うち企業債 | 3,447,000 | 3,376,300 | △ 70,700 | 4,199,000 | △ 822,700 |
| うち交付金・県補助金 | 878,020 | 920,740 | 42,720 | 1,356,120 | △ 435,380 |
| うち出資金 | 370,741 | 369,361 | △ 1,380 | 362,375 | 6,986 |
| うち受益者負担金 | 93,866 | 52,998 | △ 40,868 | 47,636 | 5,362 |
| 資本的支出 | 8,243,804 | 8,169,556 | △ 74,248 | 9,546,150 | △ 1,376,594 |
| うち職員給与費 | 263,689 | 277,205 | 13,516 | 230,357 | 46,848 |
| うち企業債償還金 | 5,281,157 | 5,283,606 | 2,449 | 5,289,609 | △ 6,003 |
| 資本的収支不足額 | △ 3,421,801 | △ 3,438,917 | △ 17,116 | △ 3,580,011 | 141,094 |

令和6年度の資本的収支の状況は、予定していた事業を令和7年度以降に繰り越したことや契約差金等により、資本的支出が計画より約13億8千万円下回り、その財源として借入・受け入れる予定だった企業債・交付金が減少したため、資本的収入が計画より約12億4千万円下回りました。

3 下水道事業（特定区域）・収益的収支

<令和6年度決算及び計画数値との比較> (税抜)
(単位 千円)

| | R 5年度決算 a | R 6年度決算 b | 対前年度比較 b - a | R 6年度計画 c | 計画との比較 b - c |
|-----------|--------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 営業収益 | 461,000 | 460,559 | △ 441 | 403,647 | 56,912 |
| うち使用料収入 | 460,998 | 460,557 | △ 441 | 403,637 | 56,920 |
| 営業外収益 | 234,199 | 160,448 | △ 73,751 | 162,654 | △ 2,206 |
| うち一般会計負担金 | 142,664 | 96,368 | △ 46,296 | 101,176 | △ 4,808 |
| 経常収益 | 695,199 | 621,007 | △ 74,192 | 566,301 | 54,706 |
| 営業費用 | 783,534 | 694,043 | △ 89,491 | 739,178 | △ 45,135 |
| うち職員給与費 | 58,290 | 59,596 | 1,306 | 74,988 | △ 15,392 |
| うち動力費 | 149,824 | 146,400 | △ 3,424 | 115,041 | 31,359 |
| うち修繕費 | 77,696 | 57,536 | △ 20,160 | 125,656 | △ 68,120 |
| 営業外費用 | 6,815 | 4,504 | △ 2,311 | 4,123 | 381 |
| 経常費用 | 790,349 | 698,547 | △ 91,802 | 743,301 | △ 44,754 |
| 経常損益 | △ 95,150 | △ 77,540 | 17,610 | △ 177,000 | 99,460 |
| 特別利益 | 21,419 | 14,691 | △ 6,728 | 5,093 | 9,598 |
| 特別損失 | 0 | 17,678 | 17,678 | 118 | 17,560 |
| 純利益（△純損失） | △ 73,731 | △ 80,527 | △ 6,796 | △ 172,025 | 91,498 |

令和6年度の収益的収支の状況は、計画上継続して減少する見込みであった使用水量が令和6年度は前年より増加したことで、営業収益が計画と比べて約6千万円増加しました。計画で予定していた西部浄化センターの施設修繕について、焼却設備を計画した年度より早く停止したため、焼却設備の修繕を行わなかったこと、部品確保の都合から、予定していた脱水設備の修繕が実施できなかったことから、修繕費が計画より約7千万円減少し、営業費用は計画を約5千万円下回りました。以上の理由により、令和6年度は計画で見込んでいた純損失より約9千万円減少しました。

4 下水道事業（特定区域）・資本的収支

<令和6年度決算及び計画数値との比較>

(税込)
(単位 千円)

| | R 5年度決算 a | R 6年度決算 b | 対前年度比較 b - a | R 6年度計画 c | 計画との比較 b - c |
|----------|--------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 資本的収入 | 92,200 | 670,200 | 578,000 | 692,100 | △ 21,900 |
| うち企業債 | 60,700 | 51,200 | △ 9,500 | 73,100 | △ 21,900 |
| うち工事負担金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち有価証券償還 | 0 | 600,000 | 600,000 | 600,000 | 0 |
| 資本的支出 | 188,207 | 172,313 | △ 15,894 | 190,633 | △ 18,320 |
| うち職員給与費 | 8,711 | 8,836 | 125 | 9,893 | △ 1,057 |
| うち企業債償還金 | 79,873 | 78,534 | △ 1,339 | 79,203 | △ 669 |
| 資本的収支不足額 | △ 96,007 | 0 | 96,007 | 0 | 0 |

令和6年度の資本的収支の状況は、改良工事の契約差金により、資本的支出が計画を約2千万円下回り、その財源として借り入れる予定だった企業債が減少したため、資本的収入も計画を約2千万円下回りました。

3-3 将来に影響を及ぼす事項

経営戦略の策定後に起きた事象のうち、将来の収支状況や計画に影響を及ぼす事項を以下に示します。これらの影響と進捗状況を踏まえ経営戦略の見直しや改定に向けて準備を進めていきます。

1 愛知県流域下水道の負担金改定

一宮市の下水道事業は、東部浄化センター、西部浄化センターでの下水処理に加え、県営の流域下水道（日光川上流流域、五条川右岸流域）へ下水を流すことで下水処理を行っています。この流域下水道へ送水した水量に応じて、維持管理費負担金が県から請求されます。日光川上流流域の維持管理費負担金単価が令和6年度に1立方メートルあたり65.7円から72.7円（税込）に増額され、五条川右岸流域の維持管理費負担金単価が令和6年度に1立方メートルあたり76.7円から85.1円（税込）に増額、さらに令和7年度には87.3円（税込）に増額されます。これらの増額は、動力費などの物価の高騰や下水道管などの更新を理由としています。一宮市では令和6年度にそれぞれの流域下水道で合計約1千2百万立方メートルの下水を処理しており、下水道の整備にあわせて流域下水道で処理する水量が増加するため、維持管理費負担金の増額が見込まれます。

2 企業債利率の上昇

建設改良費の財源として企業債を活用していますが、令和6年度までの借入利率は計画を大きく上回りました。このような計画を上回る借入利率となる場合は企業債利息の費用の増加が見込まれます。企業債利息は一般会計からの補助金、負担金の対象経費としているため、当面は増加した利息にあわせて一般会計からの補助金、負担金も増加する見込みです。

3 建設物価の上昇

建設改良などの工事関係の費用は、国交省が公表している下水道工事に関する建設物価デフレーターを基に算定しています。しかし、令和6年度末までのデフレーターの上昇は計画を上回るものとなりました。このような物価の高騰が続く場合は修繕費や建設改良費の増加が見込まれます。

用語解説

| 用語名 | 意味 |
|--------------------------------------|--|
| あ行 | |
| アセットマネジメント (水道事業) | 施設の更新等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくために長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営するという考え方のことです。 |
| 維持管理費 (下水道事業) | 日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代などの動力費、補修費、委託費、処理場の薬品費などとそれに係る人件費等によって構成されています。 |
| 応急給水 (水道事業) | 水道による給水ができなくなった場合、緊急の水需要に対応するため運搬給水や仮設給水等により、臨時に給水することです。 |
| オゾン処理 (下水道事業) | 酸素に高い電圧をかけるなどして生成されるオゾンには、殺菌、脱色、有機物の分解などの性質があり、それを活用する下水処理の工程の1つです。 |
| か行 | |
| 回収率 (水道事業：料金回収率) (下水道事業：経費回収率) | (水道事業) 供給単価を給水原価で割ったもので、給水にかかる費用が、どの程度水道料金で賄えているかを表しています。 (下水道事業) 汚水処理原価を使用料単価で割ったもので、汚水処理にかかる費用が、どの程度下水道使用料で賄えているかを表しています。 |
| 管更生 (下水道事業) | 既設管の内側に新たに塩化ビニル系等の管を作り、古くなった管と一体となった強固な管としてよみがえらせることをいいます。 |
| 基幹管路 (水道事業) | 浄水前の原水を浄水施設に送る導水管と、浄水を配水支管へ輸送する配水管を基幹管路といいます。 |
| 企業債 | 地方公営企業が行う建設改良事業などに要する資金に充てるために起こす地方債(国などから長期で借り入れる借金)のことです。 |
| 給水管 (水道事業) | 配水管から分岐して、個々の使用者の使用場所(私有地)に引き込むための水道管で、給水装置の一部です。 |
| 給水原価 (水道事業) | 水道水を1m ³ 作るのに必要とする経費をいう。(営業費用+営業外費用-長期前受金戻入益)÷有収水量 により算出されます。 |

| | |
|--------------------------|---|
| 給水収益 (料金収入) (水道事業) | 水道事業会計における営業収益の1つで、水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益です。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たります。 |
| 給水人口 (水道事業) | 給水区域(給水できる範囲)内に住んでおり、給水を受けている人口のことです。 |
| 給水量 (水道事業) | 水道の利用者に給水する水量のことです。 |
| 供給単価 (水道事業) | 有収水量(漏水などを除いた、水道料金となった水量)1m ³ 当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表すものです。 |
| 緊急遮断弁 (水道事業) | 地震が発生したときに配水池の水を確保するため、配水を自動的に止めるバルブのことです。 |
| 緊急輸送路 | 災害直後から、避難・救助をはじめとする応急活動や、人員及び物資供給等の緊急輸送を円滑に行うために、道路管理者が事前に指定した緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、国道や県道及び市道を連絡する基幹的な道路のことをいいます。 |
| 繰入金 | 一般会計から下水道事業会計に繰り入れるお金(市民の税金)のことをいいます。下水道事業の経費のうち雨水処理に係る経費など本来、一般会計が負担すべきものについては総務省により繰入に関して基準が定められています。 |
| 経常損益 | 収益的収支中、料金収入・使用料収入などの営業活動から生じる営業収益と、他会計からの負担金などの営業活動以外から得られる営業外収益の合計を経常収益といいます。同様に職員給与費や維持管理費などの営業活動から発生する営業費用と支払利息(企業債利息)など営業活動以外によって発生する営業外費用の合計を経常費用といいます。経常収益から経常費用を差し引いたものを経常損益といいます。 |
| 下水道整備率 (下水道事業) | 下水道の整備計画面積に対し、整備済み面積の割合を示します。 |
| 下水道普及率 (下水道事業) | 行政区域内人口のうち、下水道の処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを表す指標です。 |
| 県営水道(県水) (水道事業) | 愛知県が運営する水道用水供給事業のことをいいます。 |

| | |
|-------------------|--|
| 広域化・共同化 | 処理区域統合による下水処理施設の集約（処理区域の広域化）、複数の事業者での一括発注、管理システムの共同運用（事務の共同化）などをいいます。複数の処理区域・施設を集約することによる維持コストの削減や、それぞれの事業者が行ってきた事務作業の削減などが期待されています。 |
| 高度処理 （下水道事業） | 高度処理は砂ろ過や複数の反応槽などにより高級処理で除去しきれない窒素やリンの成分を取り除くことで、水質をさらに改善することのできる処理方法です。 |
| 交付金 | 国などから特定の目的や法令に基づき交付されるお金のことで、水道の地震対策、下水道の未普及解消、地震対策、浸水対策、老朽化対策などそれぞれの国の計画にあわせて交付されているものを活用しています。 |
| 合流式下水道 （下水道事業） | 汚水と雨水を合わせて流す方式の下水道のことです。 |
| さ行 | |
| 事業認可 | 水道事業・下水道事業を経営しようとする際に、国土交通大臣 [※] から受ける認可のことです。 ※令和6年度より厚生労働省水道課の業務が国土交通省と環境省に移管されました。 |
| 資金不足比率 | 公営企業の各年度の経営状況を示す指標で、「公営企業の資金の不足額」が「企業の事業規模（料金収入・使用料収入の規模）」に占める比率を表しています。 |
| 資産維持費 | 物価の上昇や施工環境の悪化による工事費の増大に備え、保有する資産を維持し、適切なサービスを継続していくために料金算定時に算入する費用のことです。 |
| 資本的収支 | 企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出とその財源となる収入をいいます。 |
| 資本費平準化債 | 整備直後の施設に係る企業債の償還元金をすべて水道料金（下水道使用料）に転嫁すると高額な料金設定が必要になるため、世代間の負担に公平性を欠くこととなります。償還元金の一部を後年度に繰り延べて世代間負担の公平（平準化）を図るために発行する企業債のことです。 |

| | |
|-----------------------|---|
| 収益的収支 | 一事業年度の企業の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用をいいます。 |
| 受益者負担の原則 | サービスにより利益を受ける特定の方に、受益に応じて使用料や手数料などを負担していただくことをいいます。 |
| 受水 (水道事業) | 末端給水を行う水道事業者が、県営水道などの水道用水供給事業から浄化した水の供給を受けることです。 |
| 浄水場 (水道事業) | 浄水処理に必要な設備がある施設のことで。 |
| 水源 (水道事業) | 水道として利用する水の供給源のことで。 |
| 水質基準 (水道事業) | 水道水が備えなければならない水質上の要件のことで。水道水質基準は水道法第4条に規定されており、その具体的事項は「水質基準に関する省令」に定められています。 |
| 水洗便所設置済人口 (下水道事業) | 下水道の処理区域内で実際に下水道に接続し、水洗便所を設置して汚水を処理している人口のことで。 |
| 水洗化率 (下水道事業) | 下水道を利用できる区域に住んでいる人(処理区域内人口)のうち、実際に下水道に接続している人(水洗便所設置済人口)の割合のことで。 |
| 水道G L P (水道事業) | 水質検査機関が行う水質検査の信頼性を確保するため、I S O 9001などを基に公益社団法人日本水道協会が制定した規格のことで。 |
| ストックマネジメント (下水道事業) | 長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するという考え方のことで。 |
| た行 | |
| 耐震継手 (水道事業) | 地震の時、地面がずれたり割れたりした場合、管路にもずれ幅がなければ抜けたり破損したりします。耐震継手は継手部分で伸び縮みし、抜けたり破損したりしないようにする継手のことをいいます。 |
| ダウンサイジング | 人口減少や節水機器の普及に伴い、施設更新等の際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ることをいいます。 |
| 地下水 (水道事業) | 地表面下にある水のことで。一般に地下水は、河川水に比べて水量、水質、水温が安定した良質の水源です。 |

| | |
|-------------------|--|
| 長期前受金戻入 | 固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したものです。 |
| デフレーター | 二つの異なる時点の金額を比較する際、物価変動分の影響を除くために用いる物価指数のことです。 |
| 導水管 (水道事業) | 河川、井戸などの水源から取水した水を、浄水場へ送る水道管のことです。 |
| は行 | |
| 配水管 (水道事業) | 配水池やポンプ施設などの配水施設から個々の使用者に給水する水道管のことです。 |
| 配水池 (水道事業) | 浄水処理された水道水を貯留し、管路網を通して給配水する施設のことです。 |
| 配水本管 (水道事業) | 配水管のうち、給水管の分岐のないものをいいます。 |
| P F I | P F I 法に基づき、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式の事業形態のことをいいます。 |
| B O D (下水道事業) | 生物化学的酸素要求量(微生物が水中の有機物(よごれ)を分解するために必要な酸素の量)のことで、水質指標の1つになります。 |
| P P P | 官民が協同して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図ることをいいます。 |
| P F A S (水道事業) | 数千種類を超えるとされる「ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル化合物」の総称です。なかでも、P F O S と P F O A は工業的に幅広く使用されましたが、環境残留性が高く人に対する毒性が指摘され、現在は製造・輸入が原則禁止されています。 |
| P F O A (水道事業) | 「ペルフルオロオクタン酸」を指し、P F A S (有機フッ素化合物)の一種で、フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤などに使用されていました。国内では法律により 2021 年から製造・輸入等を原則禁止としています。 |
| P F O S (水道事業) | 「ペルフルオロオクタンスルホン酸」を指し、P F A S (有機フッ素化合物)の一種で、泡消火薬剤、めっき処理剤、半導体工業などに使用されていました。国内では法律により 2010 年から製造・輸入等を原則禁止としています。 |

| | |
|-------------------|--|
| 伏流水 (水道事業) | 河川の下などを流れる地下水の一種です。 |
| 分流式下水道 (下水道事業) | 汚水と雨水を分けて流す方式の下水道のことです。 |
| 平均改定率 | 料金改定の前後で料金収入を比較し、その増減割合を示します。 |
| 法定耐用年数 | 地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のことです。 |
| 補填財源 (内部留保資金) | 減価償却費などの現金を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金のことをいいます。 |
| ポリエチレン管 (水道事業) | プラスチック管の一種で、軽量で耐寒性、耐衝撃性に優れています。長尺物であるため継手数が少なく済み、施工性にも優れています。 |
| ま行 | |
| 水安全計画 (水道事業) | 水源から給水栓に至る全ての段階において、水道施設及び水道水質におけるリスク評価とリスク管理を行う計画です。計画の運用により、安全な水の供給を確実にする水道システムの構築を行います。 |
| や行 | |
| 有収水量 | 水道料金、下水道使用料徴収の対象となる水量のことをいいます。 |
| ら行 | |
| 流域下水道事業 | 流域下水道については、2以上の市町の区域に渡り下水道を整備することが効果的かつ経済的であるため、愛知県が事業主体となり、実施している下水道事業のことです。 |

一宮市上下水道事業経営戦略<令和 5 年度～令和 14 年度>

令和 6 年度取組状況報告書

愛知県一宮市 上下水道部経営総務課

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

電話 0586-85-7691

Eメール keieisoumu@city.ichinomiya.lg.jp

